

松山市雇用調整助成金 申請等手数料補助金 について

松山市産業経済部地域経済課（市役所本館8階）労政雇用担当

〒790-8571

松山市二番町4丁目7-2

TEL（089）948-6550・FAX（089）934-1844

◇松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業者が国の雇用調整助成金の申請に際し、申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合に要した経費の一部を補助する制度です。

◇補助対象者

■以下の条件を全て満たすこと

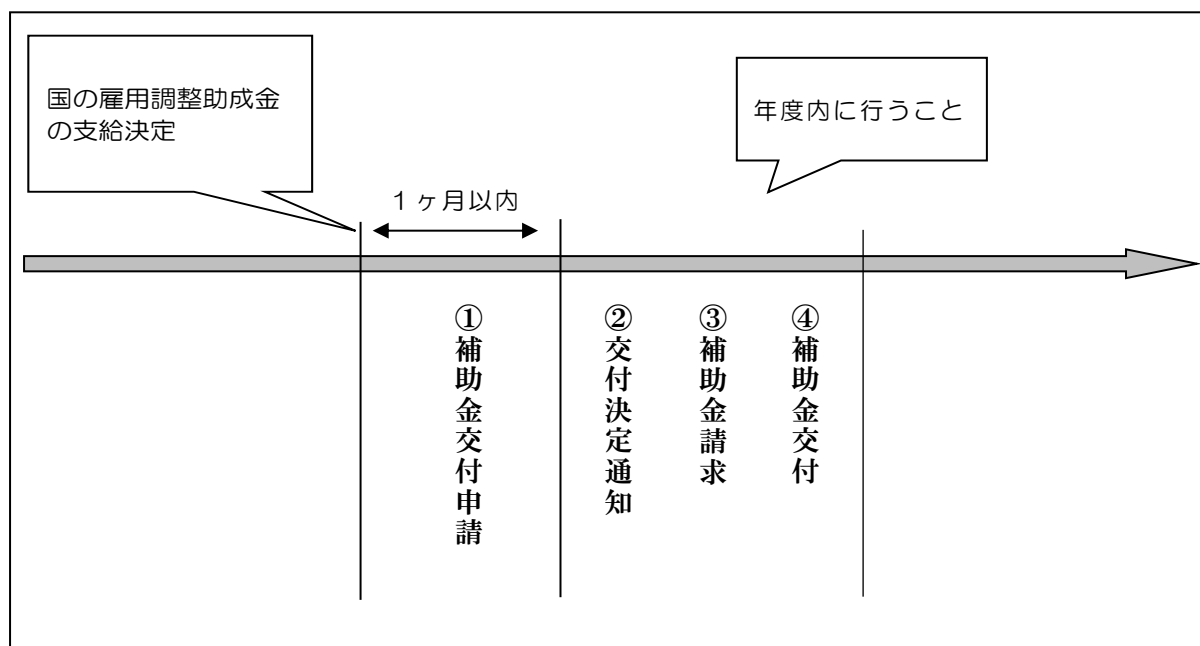
1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有していること
2. 国の雇用調整助成金について、愛媛労働局長の支給決定を受けていること
3. 松山市税の滞納がないこと

◇対象経費・補助額

対象 経費：・国へ提出する雇用調整助成金の申請書類の作成に要する経費
・雇用調整助成金の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
・その他市長が必要と認めた経費

補 助 額：対象経費の1／2以下の額 ※千円未満切捨て
ただし、10万円を限度とし、申請は1回限りとする

◇申請の流れ



①交付申請（国の支給決定があった日から1ヶ月以内に必要書類を提出してください）

【交付申請に必要な書類】

補助金交付申請書類

- ① 松山市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 雇用調整助成金の支給決定通知書の写し
- ③ 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（新型コロナウイルス感染症関係）の写し
- ④ 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金の申請等に係る契約を証するものの写し
- ⑤ 社会保険労務士への支払が確認できる書類
- ⑥ 市税の完納証明書
- ⑦ 口座登録票（振込のため、口座登録を行います）

②交付決定通知（市から通知します）

③補助金の請求（交付決定があった日から1ヶ月以内に請求書を提出してください）

④補助金の交付（市から指定口座に入金します）

＜留意事項＞

- ・ 事業は2年度以上にわたらないものを条件とします。
- ・ 予算がなくなり次第締め切る場合があります。